

## 岡山県人権教育推進委員会第6回会議

日 時： 平成13年10月10日(水)

本日の会は第1回から第5回まで、教育長から諮問を受けた事柄について審議したことを、2回にわたる中間まとめの起草委員会でまとめていただき、それを起草委員長の方から御報告をいただいて全体で審議する、こういう趣旨の会でございます。

それでは議事に入りますが、その前に前回の第5回の会議の取りまとめを事務局の方からお願いいたします。

第5回会議のまとめについて概略を説明。

このまとめの内容はホームページによって公開をするということにしたいと思えます。それでは本日の議事に入りますが、今日は起草委員会の方で中間まとめをしていただいたものを御報告を願って、それについての協議をするのが主たるものでございますから、これから起草委員会の報告をいただきたいと思えます。では、起草委員会の委員長からお願いいたします。

起草委員会ではこの人権教育推進委員会の第1回から第5回までの委員の皆様の御意見を踏まえて協議を進め、文案をまとめたところでございます。

諮問事項の全般にわたった内容になってはいますが、喫緊の課題であります諮問事項で言いますと、今後の同和教育行政のあり方と諮問事項の人権教育課題の把握のあり方を中心にまとめております。しかし一応諮問の、  
、  
、  
、  
という4分野にわたって案を取りまとめておりますので、今後も審議をしていただく部分につきましても皆さんの御意見をもとに一応取りまとめているということで御了解をいただきたいと思えます。

まずこの目次に大きい番号で1、2、3、4と4つに分けて書いてありますが、まず1の“はじめに”つきまして簡単に説明させていただきますと、「本委員会は推進指針に示されている基本的な考え方を踏まえて人権教育の推進を図るため、総合的な人権教育行政の推進の在り方について具体的な提言をする」とことといたします。そして、諮問第1号の「人権教育行政の推進の在り方について」の4項目についての審議結果を中間まとめとして報告するというので取りまとめをしております。

大きい2番の「審議にあたっての視点」といたしましては次の3点を踏まえることとしておりまして、その第1は(1)として「岡山県人権政策推進指針を踏まえて」ということで、推進指針に示された今後の人権行政の考え方、方向性に基つき、人権

教育を具体的に進めるためにはどうあるべきかについて審議を進める。

2点目の「教育行政」として、これまで同和教育で積み上げられてきた成果を生かして人権教育を進め、人々が自らの課題として解決に取り組むことができるよう教育行政として今後何が必要か、どのように創意工夫していく必要があるかについて審議を進める。

3点目は、「人権教育を総合的に推進する視点に立って」、これまでそれぞれの課題ごとに施策を講じてきているが、現在の人権問題の中には個別的対応では十分とはいえない課題も多くある。ということから、総合的な人権教育行政を積極的に進めることが必要である。これまで個別に推進されてきた取り組みを人権の視点に立って点検するとともに、総合的な推進体制や施策の在り方等について審議を進める。という3つにまとめさせていただいております。

次は大きい3番の「具体的方策に関する事項」についてであります。これは諮問事項の4項目に分けて一応まとめをしております。(1)が「人権教育推進に関する支援体制の在り方」につきましては、の2点をあげております。

の「人権教育行政推進の現状と課題」につきましては、これまで同和教育をはじめさまざまな人権教育課題にかかわる教育行政施策を各担当部署がそれぞれ推進してきたが、今後は相互に連携して取り組まなければならない課題がある。様々な人権問題の解決を目指す教育を相互に関連付け、総合的な推進方策を講ずる必要がある。

点目といたしましては「岡山県教育委員会の果たす支援体制の在り方」についてであります。このことにつきましては、現在審議中であり現時点において次の3点について提起するとしております。

1点目ですが、推進体制については人権教育を総合的に推進していくセクションの設置が必要である。

2点目といたしましては、推進のための条件整備については多様な学習活動によって正しい認識を深め、市町村や学校における取り組みを充実させるために、研修機会や情報提供を相談支援体制の充実等が必要である。指導者の研修機会の充実や市町村および学校に対する人的支援も望まれる。

3点目といたしましては、学習手法、内容については個々の人権問題について学んだ成果を他の問題の解決に転化するアプローチの仕方や交流や体験的な活動を通して豊かな人権感覚や実践的な態度を養うことが重要である。同和教育の実践で蓄積された方法論等を人権教育の推進に生かしていくよう指導する必要がある。また人権尊重の地域づくりのための交流や体験的な活動の充実を図るため教育関係者やボランティア団体等と連携を進めることも大切であるということでございます。

次の(2)は諮問の2に当たるわけですが「今後の同和教育行政の在り方」ということで、ここにつきましては から の4項目をあげております。

の「同和教育推進の現状と課題」についてであります。これまでの取組により着実に成果を上げてきたが、差別意識の解消等、解決すべき課題が存在する。同和教育を人権教育推進体系に正しく位置づけ、人権教育の重要な柱として積極的に推進することが必要である。

といたしまして、「同和教育基本方針の改訂」についてであり、今後の同和教育推進の在り方については、教育の果たすべき役割の重要性を踏まえ同和教育基本方針を今後もよりどころとして推進していく必要がある。法の失効後においては、同和問題にかかわる教育上の問題を解決するための取組を一般対策の中での的確に対応していく必要がある。同和教育基本方針を今日的な課題に対応した取組のよりどころとなるよう改訂する必要がある。

その改訂の見直しの視点として、ア、イ、ウの3つを挙げております。

アは「推進指針との整合性。」人権教育推進体系に同和教育を正しく位置づける視点で改訂する。

イといたしまして、「豊かな人権感覚の育成」ですが、日常生活の中に生かせる豊かな人権感覚と実践的な態度を育成するため交流体験活動や体験的参加型学習の手法などを取り入れる等の視点で改訂する。

ウといたしまして「法の失効とのかかわり」ですけれども、法の失効後は地域のニーズに基づき同和問題にかかわる教育上の問題を一般対策での的確に対応することができるよう文言等について見直す。

といたしましては「進路保障と交流活動」ということでア、イ、ウの3点をあげております。

アは、「進路保障」についてであります。これまでの様々な進路保障の取組により成果をあげているが、なお教育上の問題が存在している。法の失効後、地域のニーズに基づき一般対策として実施する必要がある。その際自立促進の観点に立ち子どもたちの総合的な学力等の向上を目指した取組み、地域の教育力を高める取組等が大切である。取組にあたっては地域の人々の主体的な取組とともに教育関係者やボランティア等の協力を得ることが望まれる。

イとして「交流活動」ですが、差別意識の解消を目指す視点で住民相互の豊かな交流体験の機会の充実を図ることが必要である。

ウの「事業化にあたって」は、進路保障や交流活動の事業化にあたっては『自己実現、自立、社会参加』や差別意識の解消の視点を明確にして実施する。

は「奨学金」についてでありまして、現在も教育上の問題があることから高校・大学等の奨学制度については一般奨学制度で適切に対応する必要があるといたします。

次の諮問の3番にあたる(3)であります。「人権教育課題の把握の在り方」であります。これは、 と の2つに取りまとめであります。

の「課題の把握の状況と今後の把握の在り方」につきましては、法が失効すること、また推進指針に基づき人権教育行政を推進していくため、これまでの基礎調査を人権教育推進上の課題が把握できるものに再構成していく必要がある。そのうえで人権教育推進上の実情や課題を把握し指導、条件整備を図ることが大切である。

の「人権教育推進上の課題把握」につきましては、今そこに提示しております前文が主語がなかったりしてすっきりしませんので、少し変えさせていただけたらと思います。最初の「市町村および学校における」からずっと一行半ほどを取っていただき、その代わりに言葉を入れさせていただきます。この前の起草委員会の時に委員さんから記述式という様式にかかわることについては中間報告の段階で具体的に細かく記述する必要はないのではないかという御意見がございましたので、記述式という問題でいろいろ検討させていただきました。5回までの推進委員会の協議の中の意見にも、「記述式によって質的な把握を重視することが大切だ」というような御意見がございまして、またそれぞれの人権教育課題の実態に応じての表現をしやすい形が望ましいというような御提案がありましたことを踏まえまして、再構成の具体的な方針の一つとして記述式ということは入れた方がいいのではないかと考えまして、文章を次のようにかえさせていただければと思います。今消していただきました1行半ほどのかわりに「把握の内容・方法については次の点を踏まえ」そして消した後に「記述式で具体的に把握できるものにする。」そのように簡単にした方がわかりやすいのではないかと考えてそう変えさせていただければと思います。

またその後の、丸が3つありますけれども最後の丸には市町村や学校がというように書いてありますし、真ん中は児童生徒の実態や地域の課題というように書いてありますが、1番上の丸の所は人権教育推進体系や具体的な取り組み内容等学校の人権教育の推進だけになっておりますので、ここはやはり学校の前のところへ市町村・を入れた方がよいのではないかと考えまして、その2点について ところは修正させていただいてはどうかということで、あわせて御協議をお願いしたいと思います。

それでは次へ進めさせていただきまして(4)の「その他関連する重要事項」につきましては、そこに書いておりますように「関係機関(県教委・市町村教委等)の連携のあり方については今後審議をしていく必要がある。」ということで内容は変わっておりません。

次のページにいきまして最後に大きい4番で「おわりに」というところになります。が特に喫緊の課題である「今後の同和教育行政の在り方」と「人権教育課題の把握の在り方」を中心に「中間まとめ」を行った。今後引き続き審議を行い、人権教育行政施策の充実に向けての答申を行う予定であるということで結びをさせていただいております。御審議をよろしくお願いいたします。

2ページ目の3の具体的方策に関する事項の1の1ですが。岡山県の事情を考えてハンセン病を入れているのかもしれませんが、もうハンセン病の人たちは障害のある人たちと高齢者などに入ってしまうわけです。岡山県の特徴を生かすために入れるんでしたらやぶさかではないんですが。それとこのように並んでいるところをみるとみな人なんですね、外国人とか。ひとつだけ病気が並んでいると不自然なのではないかと私は思います。

やっぱり現代の大きな人権侵害の問題ということで入れられていると思います。

いわゆる患者とか、そういうふうに並ぶんでしたら何となく納得がいくんですが、病気を人と並べるのはあんまりスムーズではないという気がするんですね。

患者でもないんですね。元患者といわなければいけない。病者と言っても、もう病気は治っているんですから。

元患者ということに非常に抵抗があります。なぜハンセン病だけ元患者というのでしょうか。他の病気では、例えば胃潰瘍の人に対して胃潰瘍の元患者とは決して言いません。やはり、これはおかしいと思います。岡山県だからということならばもう少し考えて入れてくださればと思います。

表現については少しピッタリとこないということはありません。ただ、いろんな差別の課題について、県内でさまざまな取り組みをしていますので、やはりハンセン病の療養所のある長島が岡山にある意味、あるいは位置といいますかそれはすごく感じるがあります。それを岡山県の人権教育推進の中に入れたいというのはかえって非常に心に痛みを感じます。表現は少し工夫したらどうですか。

私たち福祉の面で使うのは「かつてハンセン病を病んだ人々」といって長いんですけれどそういう風に使います。

話が異なりますけれども。5回の会議のまとめで、外国人が多く居住する地域ということで、在日韓国朝鮮人のことを書いていただいておりますが、中国人の方とかあるいは日系ブラジルの方々とか岡大の周辺では世界のあちこちから来ている方々がたくさん住んでいらっしゃるし、おそらく県内では世界の80か国から来ている人々住んでいらっしゃる。

県内で多く住んでいる在日外国人という和在日韓国人朝鮮人なんですけれども、そ

れでもやはりここで住んでいるすべての国の方々ということと一緒に連れて支援するという方がよろしいのではないかなと思っております。

「オールドカマー」と言いまして古くから、まあ戦前から来ていらっしゃる方々もおられますが、「ニューカマー」と言いまして、新しく来ていらっしゃる方々もおられます。私が最も問題にしているのは新しく来ておられる外国の人々ということで特に日本語がしゃべれないということと子どもさんを抱えているという人もたくさんおられます。そういうところもあわせて考えていただければと思います。要するに在日韓国朝鮮人の問題は解決されているという意味ではないんですけれども、やはり新しく来ている方々、岡大の関係の留学生の方のお子さんは幼稚園にたくさん通っておりますし、その辺のところも県が教育的に配慮していただければありがたいと思います。

それは賛成です。今おっしゃられましたことは、ペルーその他の国で全く同じ問題を抱えています。

ハンセン病のところなんですけれども、他の病気への視野を広げるというか、例えばさっきも出てきましたけれど最近結核なども出てきたということもありますし、もちろん岡山の特徴なのでこれは大事なことなんですけれども、他の病に対しては忘れられないかということが気になります。

「ハンセン病を病んだ方々」というのをひとつの代表にしたということはどうでしょうか。

市町村および学校に対する人的支援が望まれるという表現のところで「望まれる」という表現はもう少し強い表現ができないものかと思えます。今までの法が失効することを契機に人権教育を今まで以上に本気で取り組むのという強い気持ちが現れるようなものが欲しいと思えます。各校に地区がある学校は同和教育主事、ないところは同和教育主任という形でいらっしゃると思うんですが、人的支援が望まれるぐらいの表現だったら、もしかしたらそういうことがなくなるかもしれないなという人もおられると思うので、このところを人的支援が必要だというぐらい強いものにしてもらった方がこれから切り替わって、ますます強く人権教育に各校で取り組んでいただくためにはその方がよいのではないかと思います。

人権教育をどの学校も重要な課題として取り組むためには、やはり現在は同和教育主事ということですが、各学校におけるリーダーとなるそういう先生方を養成し、そういう先生方を配置していただくということが必要になってくる。そうすると、先程の人的支援が望まれるでは、あってもなくてもいいのかなという受け止め方をされる恐れがあるのではないかと私も感じました。

3 ページ目の今後の同和行政のあり方の上 4 行目の真ん中より後に、人権教育の推進に関しての在り方に生かしていくような指導を充実していく必要があるという言葉

があるんですが、これはだれがだれを指導するのかということで、随分意味合いが違ってきます。この教育を推進する学校の先生方に、県の責任として十分人権教育について指導していただきたい。福祉の面では指導という言葉を使わないんですけども、あえてここでは指導していただきたいという思いがありまして、その辺を明確に文中に入れていただきたいというふうに思います。「指導」の前に教職員への指導をと言うように入れさせてもらえたらと思います。

文章としては確かにだれがだれにというのが抜けているからわかりにくいところがあると思いますが、人権教育推進に生かしていくよう指導するということであつたら人権教育にこれから携わっていく人々を対象にという、そういう意味だと受け取っています。中心は教員になりましょうから教員としても差し支えはないかなという気はいたします。

1番最後の文章のところなんですけれども教育関係者やボランティア関係団体等との連携を進めることも大切であるということですが、これは岡山県教育委員会の支援対策であるので、できればここに各施策の連携を進めるという形を入れていただきたい。老人施策の場合ここがまだまだ不明確というか、きちんとしたことがないので。むしろこちらの方からそういうことを積極的に声かけしていく、そういうものに呼び込んでいく働き掛けをしてほしいと思いますので、ここには各施策のということを入れていただけたらと思います。

3ページの今後の同和教育行政のという前のところですね。他の施策の担当等との連携ということで、いい言葉はまた後で考えていただきましょう。

3ページの(2)ののところなんですけれども、同和教育を人権教育推進体系に位置づけることをある程度明確にされておりますので、それをより積極的に推し進めていく、それも行政の上でという視点が、この場合は必要になってくるんじゃないかと思うんです。そうしますと単に人権教育というよりも人権教育行政というふうに明確に述べておいた方がよろしいと思います。

今の2文字を入れることで文章が非常に明快になるので賛成です。

同和教育を人権教育推進体系の中に正しく位置づけるということは教育上の話になります。人権教育行政を進める中でとすれば、論点がはっきりした感じになります。それでは「教育を進める」というところを「教育行政」というふうに変えましょう。

ここで人権教育行政をと行政が入った場合にやはり並列なものではなく、「重要な柱」というところを人権教育の核として入れた方が意味合いがはっきりすると思います。

同和問題は人権問題の核である、同和教育は重要な柱であると指針の中では明記しているということで、ここは教育にかかわるところだから重要な柱というふうになっ

ているんだと思います。ですから指針との関係で同和教育ということなので、重要な柱ということでも理解できればと思います。

その人権政策推進指針の中では、わが国固有の人権問題である同和問題を差別問題の核と位置付けるとこれははっきりしている。これに基づいてということでしたから、基本をうたっている初めのところの1ページの1のはじめの真ん中へんに、本委員会は推進指針に示されている人権の概念や差別問題等人権に関する施策の中で重点的に取り組むべきものである。あるいはわが国固有の人権問題である同和問題を差別問題の核と位置付けるとということが載っているから、そういう基本的考えを踏まえてやっていこうという基本的な部分を入れています。だから、この教育については今まで通りやっていただいた方が私はいいと思います。

確かに指針が言っていることとここで書くことが表現が食い違ったのでは、読む人が混乱するかもしれない。だから整合性をちゃんともたすということは大切ですね。

人権教育行政を進める中で重要な柱として。そこで何が主語が分からなかったからということで同和教育を積極的に推進することが必要であるというように言えばはっきりするという話がありました。

5行にわたって非常に長いんです。ここを2つぐらいに分けたらすっきりするんじゃないかなと思います。

3ページの(2)の のところで、「これまで」の3行下「根深く存在する差別意識の解消等」ということで、ずっと差別意識の解消ということで、差別を考えるとときにそれは偏見と差別という2つの意味あいがある。そして偏見というのは態度であり差別というのは行為であるということが一般的に定義付けられているんですけども、差別という行為が見られなくなったからそれで差別問題が解消したとはいえない。むしろ根深く残る意識の中の偏見という部分をきちんとしていかなければいけないということで、根深く存在する偏見や差別の解消というふうにしたほうがいいんじゃないかと思います。

そのまますらっと読んでいくとその辺の深い偏見の部分が薄れているような気がします。ですから「意識や差別の」と言葉を入れ替えるとか。障害のある方に対する差別というのは形を変えてあるわけです。例えば、いじめなんかもそうです。偏見というものを知らないけれども同調してしまう差別というものが出てくるわけで、この偏見と差別の解消というふうにはできないものだろうかと思います。

この指針の中にも差別や偏見というふうな表現がたくさん出てくるので、やはり差別意識とひとくくりにしないで、差別や偏見の解消ということでもいいのではないかと思います。指針の方には差別偏見という言葉と同じように並べてあります。

県の指針の方では差別の方が偏見の前に出てくるとおっしゃっていますが一様に偏見からそういう行為が生まれますから偏見や差別の方がいいと思います。

5ページの3番の(3)のところで人権教育課題の把握のあり方というようなところで御意見があればいただきたい。

すべての学校にそういう報告をお願いするということですね。

今まで数字であげていたけれども、それよりも文章表現で質的な把握をした方が意味もある。特にそれが児童生徒の実態ということだけでなく、その学校なり教育委員会がどのように取り組んでいたか、その実態把握ということが地域の子供たちが悩んでいる問題、直面している問題が何かということも数字では捉えられない。それよりも文章表現で質的なものを取り上げていくということです。こういうことは人権教育をやる場合でも行政を行う場合でも、例えば患者を見るときはすぐ治療が始まるのではなくまず検査をして診断をしてその上に治療が始まるということです。そういう意味で実態把握という基本的な把握というのを質的なもので再構成するのだということです。

異論はないのですが、従来の課題がどういうふうにあるのかと見てとるときに、質的な説明だとある意味で恣意的になるということもあり得るわけです。そこでは質と量との両方を勘案しながらその課題がどういうふうに存在するのかということはやっぱり見て取られるし、社会的にはそれが非常に意味のあることだというふうに思います。

必要がある場合には量的把握ということも大事なことなので、ただその量的把握だけで終わるのではない。むしろ今後は質的な把握ということですね。

今後の同和教育行政の在り方の所で、(2)のP3~4にかけて、3か所ほど、「地域のニーズに基づき」というのがあります。「ニーズ」という言葉はカタカナで、カタカナの字は、だいたい非常に意味が曖昧です。ある意味で、その地域から積極的な声が出てくるということが最も望ましいことだとは思いますが。ただ、義務教育段階ではそれが具体的な声として出てこない場合ももちろんあるわけで、社会的ニーズがどこにあるのかということをもむしろこちら側からそれを汲み上げようとする努力をしないとニーズが見えてこないということがございますので、この「ニーズ」の意味には2通りあるというふうに私は理解しているのですが、それを共通理解とさせただけならと思います。

この点は、委員の皆さんの共通理解ができるところではないかと思えます。やはり、地域の中から声として起こってくる場合と、声なき声もある時に、やっぱり手当をしていかなければならないと両面がありますね。こういう点は、十分理解しておかなければいけないです。

法の失効後に「地域」という言葉でやっていく場合、これまで「同和地区」を前提に考えていましたが、そういう歴史的にいろんな問題があったというような何らかのものをつけた方がいいのか、つけなくてもいいのかということ、その辺のところは気になります。

前後の文章を見ますと、一般的な地域ではなくて、今まで歴史的な課題を抱えてきた地域と読みとれるものですから、それでよろしいのではないかと思います。

委員長の方から御報告いただきました中間のまとめにつきましては、今いろいろの訂正を踏まえまして皆さんの御了解をいただいたというふうに解釈してようございませぬ。ありがとうございました。それではこれをもちまして本日の議事のすべてを終了致します。

中間まとめを御審議いただきましたが、その中できちんと文言を修正した場所もありますし、後で修正というところも若干ありましたが、そういうところにつきましては私ども会長、両副会長におまかせを願えるということによろしいでしょうか。そういうことでやらしていただきまして10月25日に教育長にお渡しをする。そういう運びで進めさせていただきたいと思います。